沖縄県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

発出年月日:平成18年03月31日
文書番号:沖縄県公安委員会規則４
公表範囲：全文

（趣旨）

第１条　民間事業者等が、沖縄県公安委員会の所管する条例等に規定する保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年沖縄県条例第10号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（条例第３条第１項の規則で定める保存）

第３条　条例第３条第１項の規則で定める保存は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第４条　民間事業者等が、条例第３条第１項の規定により、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1)　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2)　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

２　民間事業者等が、前項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成できるようにするための措置を講じなければならない。

３　民間事業者等が、第１項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　電磁的記録に記録された事項について滅失又はき損を防止するための措置

(2)　電磁的記録に記録された事項について改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができるための措置

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。